

## (仮称) 明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1 制定の目的

一時保護施設については、これまで児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用していたところですが、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)に基づき、一時保護施設独自の設備・運営基準が新たに定められ、各自治体において条例の制定を行うことが義務付けられました。

については、本市においても当該基準条例を制定し、一時保護児童の視点に立った、安全・安心な一時保護施設の運営を行うとともに、さらなる質の向上に取り組みます。

### 2 条例の概要

一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、心身共に健やかに安全な生活を送ることを保障するものとなるよう、児童の権利擁護などをはじめとする運営上の一般原則や、設備の基準、職員の配置等について規定します。

### 3 施行期日

2025年(令和7年)4月1日

### 4 こどもへの意見聴取

条例の制定に際しては、当事者であるこども(一時保護中の児童や一時保護経験者)に対してアンケート調査やヒアリングによる意見聴取を行い、それらの内容を反映します。

### 5 今後のスケジュール

<2024年>

9月～ こども等への意見聴取、社会福祉審議会(社会的養護部会・こどもの権利擁護部会)

12月 条例骨子(案)について議会報告

<2025年>

1月 パブリックコメント

3月 条例案の議会提案

4月 条例の施行